

2025年7月9日

株主各位

兵庫県宝塚市新明和町1番1号
新明和工業株式会社
取締役社長 五十川 龍之

譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年6月24日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数 普通株式 53,324株
2. 処分価額 1株につき金1,502円
※ 2025年6月23日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値
3. 出資の目的とする
財産の内容及び価額 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）3名、取締役を兼務しない執行役員18名及び理事10名に付与される、当社に対する金銭報酬債権合計金67,687,630円（処分する株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,502円）並びに当社の各グループ会社の取締役会の決議に基づき各グループ会社の取締役7名に付与される、各グループ会社に対する金銭報酬債権合計金12,405,018円（処分する株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,502円）を現物出資の目的とする。
4. 払込期日 2025年7月23日
5. 割当先 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く） 3名 11,985株
当社の取締役を兼務しない執行役員 18名 25,707株
当社の理事 10名 7,373株
当社のグループ会社の取締役 7名 8,259株

以上